

第2次岩国市観光ビジョン策定業務

公募型プロポーザル説明書

岩 国 市

第2次岩国市観光ビジョン策定業務に係る公募型プロポーザル説明書

本市では、多様な観光ニーズに対応する観光振興の推進を図るため、平成27年度に「岩国市観光ビジョン」を策定し、本市の観光の担い手となる全ての人の共通のビジョンとしての役割を担ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の観光を取り巻く環境は大きく変化したところである。

本業務は、ポストコロナを見据え、本市観光の目指すべき方向性を定め、その実現に向けた施策の推進を図るため、「第2次岩国市観光ビジョン」を策定することを目的とする。

1 募集内容等

(1) 業務名称

第2次岩国市観光ビジョン策定業務

(2) 業務内容等

別紙「第2次岩国市観光ビジョン策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 技術提案を求める評価テーマ

本業務において技術提案を求める評価テーマは、仕様書の「第2 業務内容等」の「1 業務内容」のうち、(1)～(3)に掲げる各業務における視点や考え方、具体的な実施手法についてとする。

提案者は、自由な発想等に基づき、これらの各業務を実施する上での視点や考え方、具体的な実施手法について、技術提案を行うものとする。

(4) 審査体制

第2次岩国市観光ビジョン策定業務技術提案書特定プロジェクトチームが審査を行う。

(5) 契約

プロポーザルにて提案者を特定後、随意契約する。

(6) 担当部局

〒740-8585

岩国市今津町一丁目14番51号

岩国市産業振興部観光振興課観光推進班

電話：0827-29-5116

FAX：0827-22-2866

Email：kankou@city.iwakuni.lg.jp

2 参加資格・条件

この手続に参加できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 単体企業であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 令和6年4月1日から同年5月23日までの間に岩国市物品の調達等に係る指名停止措置要領（平成25年3月27日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 法人及びその役員が、岩国市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 平成26年度以降において、次に掲げる同種業務又は類似業務を元請として完了した実績を有すること（ただし、再委託による業務の実績は含まないものとする。）。

ア 同種業務

国又は地方公共団体における観光振興計画の策定業務

イ 類似業務

国又は地方公共団体等における観光振興、インバウンド、シティプロモーション等に関する各種調査、企画・運營業務

3 業務実施上の条件

- (1) 業務に当たっては、管理技術者、担当技術者及び照査技術者の各技術者を配置するものとし、各技術者の兼務は原則認めない。
なお、照査技術者以外の技術者のうち少なくとも一人は、平成26年度以降において「2 参加資格・条件」の(3)で示す同種業務又は類似業務を管理技術者又は担当技術者として従事した実績を1件以上有する者を配置すること。
- (2) 業務の打ち合わせには、管理技術者又は担当技術者が出席するものとする。
- (3) 本業務の成果品は、仕様書のとおりとする。

4 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明書の評価項目、評価内容及び評価の割合は、次のとおりとする。

評価項目			評価内容	評価の割合
参加表明書の経験	専門技術力	実績	<p>(様式2)</p> <p>平成26年度以降において完了した同種業務・類似業務について、元請として完了した実績を次の順で評価する。</p> <p>① 同種業務の完了実績がある。</p> <p>② 類似業務の完了実績が3件以上ある。</p> <p>③ 類似業務の完了実績がある。</p>	15%
	予定管理技術者の経験等	専門技術力	<p>(様式3)</p> <p>平成26年度以降において完了した同種・類似業務について、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を次の順で評価する。</p> <p>① 同種業務の完了実績がある。</p> <p>② 類似業務の完了実績が3件以上ある。</p> <p>③ 類似業務の完了実績がある。</p>	20%
		専任性	<p>(様式3)</p> <p>令和6年4月1日現在の手持ち業務量（管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務件数）を次の順で評価する。</p> <p>① 手持ち業務0～4件</p> <p>② 手持ち業務5～9件</p>	10%
予定担当技術者の経験等	専門技術力	業務実績	<p>(様式3)</p> <p>平成26年度以降において完了した同種・類似業務について、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を次の順で評価する。</p> <p>① 同種業務の完了実績がある。</p> <p>② 類似業務の完了実績が3件以上ある。</p> <p>③ 類似業務の完了実績がある。</p> <p>なお、担当技術者を複数配置する場合は、主たる担当技術者の業務実績により評価する（次の手持ち業務量も同じ）。</p>	20%
		専任性	<p>(様式3)</p> <p>令和6年4月1日現在の手持ち業務量（管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務件数）を次の順で評価する。</p> <p>① 手持ち業務0～4件</p> <p>② 手持ち業務5～9件</p>	10%

評価項目		評価内容	評価の割合
予定照査技術者の経験	専門技術力 業務実績	(様式3) 平成26年度以降において完了した同種・類似業務について、管理技術者又は担当技術者として従事した実績を次の順で評価する。 ① 同種業務の完了実績がある。 ② 類似業務の完了実績が3件以上ある。 ③ 類似業務の完了実績がある。	15%
市内企業等の活用	参加表明者の所在地等	(様式1) 参加表明者の所在地等が岩国市内にある場合に、次の順で評価する。 ① 市内企業（所在地が岩国市内）である。 ② 岩国市内に事業所等がある。	10%

5 参加表明書の留意事項

(1) 作成方法等

- ① 様式1～様式4を基に作成を行うものとする。なお、本市の物品等入札参加資格を有していない事業者については、次の書類を添付すること。
 - ・法人：商業登記簿謄本（写し可）
 - ・暴力団排除に関する誓約書（様式5）
 - ・完納証明書（市税）（写し可）※市内に営業所がある場合のみ
 - ・納税証明書（国税）（写し可）（その3の3）
- ② 様式2は、業務実績1件につき1枚作成することとし、提出する件数は次のとおりとする。
 - ア 同種業務の実績が1件以上ある場合
同種業務の実績1件分のみの提出で良いものとし、類似業務の実績については提出不要とする。
 - イ 同種業務の実績がなく、類似業務の実績が1件以上ある場合
類似業務の実績件数分、提出する。ただし、類似業務の実績が3件以上ある場合は、3件分の提出で良いものとする。
- ③ 様式2に記載した同種業務又は類似業務の実績について、業務内容を確認できる書類（契約書、仕様書、業務実績情報システム（TECRIS）等の写し）を提出すること。
- ④ 様式3は、様式4に記載した技術者ごとに1枚作成する。
- ⑤ 様式3に記載した同種業務又は類似業務の実績について、次のア及びイの書類を提出すること。

ア 業務内容を確認できる書類（契約書、仕様書、業務実績情報システム（TEC R I S）等）の写し

イ 技術者の業務実績を確認できる書類（発注者へ提出した配置技術者の届出書等）の写し

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和6年4月11日（木）午後5時

② 提出場所 上記1(6)に同じ。

③ 提出方法 書留郵便 または 持参すること

※ 提出先に提出期限までに到達したもののみを有効とする。また、封書の表に必ず「第2次岩国市観光ビジョン策定業務参加表明書」と明記するとともに、書留郵便の場合は、発送時に電話にて、観光振興課まで連絡すること。

④ 提出部数 12部（ただし、1部を原本とし、残りの11部は複写したものでよい。）

(3) 選定・非選定通知

原則として、参加表明書を提出した者のうち評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として4者程度選定する。技術提案書の提出者として選定したものには、書面により通知する。また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を同じく書面により通知する。

6 技術提案書を特定するための基準

(1) 技術提案書の評価項目、評価内容及び評価の割合は、次のとおりとする。なお、技術提案書は、ヒアリングを通じた評価を反映し、「4 技術提案書の提出者を選定するための基準」における評価は、技術提案書を特定するための評価には加味しない。

① 実施方針等に関する評価

評価項目	評価内容	評価の割合
実施方針 (様式7)	業務の目的、内容、条件を正確に把握し、効果的で実現性の高い実施方針が示されているか。	5%
実施手順 工程計画 (様式7・8)	業務量を正確に把握し、効率的な実施手順が示されているか。その実施手順に基づき、確実に実施可能な工程計画が示されているか。	10%

② 技術提案を求める評価テーマに関する評価

評価項目	評価内容		割合
業務(1)～(3)に関する技術提案 (様式9)	業務項目 (1)	現状と課題の整理について、データ分析や意向調査、動向調査における基本的な考え方や効果的な手法が示されているかどうか。	20%
	業務項目 (2)	観光振興施策の方針の構築について、本市の観光振興に資する視点や基本的な考え方が明確かつ的確に示されているか。	20%
	業務項目 (3)	アクションプランの作成について、本市の観光の基本理念を実現するための、具体的かつ効果的な取組や手法が示されているか。	30%

③ 技術提案書全般に関する評価

評価項目	評価内容		評価の割合
技術提案書 全般 (全様式)	資料作成能力	必要な資料が過不足なく記載され、簡潔でわかりやすいかどうか。	5%
	その他	技術提案書全般を通じて、本市の実情や特色を把握した上で、より優れた業務成果につながるような技術提案となっているか。	10%

④ 価格提案（参考見積）に対する評価

評価項目	評価内容		評価の割合
価格提案 (参考見積)	価格提案の 妥当性	技術提案の内容に対して価格提案が不適切な場合には特定しない。	数値化 しない。

7 技術提案書の留意事項

(1) 基本事項

① 技術提案書の無効

プロポーザルは、調査、検討、設計業務等における視点や考え方、また具体的な実施手法等について提案を求めるものである。本説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書、また、成果の一部を含む技術提案書（例：施設のイメージパース等を付した技術提案書）については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

② 技術提案書の作成

技術提案書の作成に当たり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

(2) 作成方法

① 技術提案書は様式6～様式9を基に作成を行うものとする。

② 業務の実施方針及び実施手順、工程計画

本業務に関する実施方針及び実施手順（様式7）の記載に当たってはA4判片面1枚以内、工程計画（様式8）の記載に当たってはA3判片面1枚以内で簡潔に記載すること。

③ 評価テーマに対する技術提案

記載に当たっては、様式9を使用し、合計でA4判片面5枚以内に記載する。なお、業務項目(1)～(3)を構成する個々の業務ごとの記載について、業務ごとの記載分量は任意とするが、技術提案本文の記載前に、業務の番号及び業務名称を記入すること。

④ 参考見積

参考見積の様式は自由とするが、上限は、仕様書の「第1 総論」の3に示すとおりとする。

⑤ 技術提案書には、必ずページ番号を付すものとする。

(3) 提出期限等

① 提出期限 令和6年5月23日（木）午後5時

② 提出場所 上記1(6)に同じ。

③ 提出方法 書留郵便 または 持参すること

※ 提出先に提出期限までに到達したもののみを有効とする。また、封書の表に必ず「第2次岩国市観光ビジョン策定業務技術提案書」と明記するとともに、書留

郵便の場合は、発送時に電話にて、観光振興課まで連絡すること。

- ④ 提出部数：12部(ただし、1部を原本とし、残りの11部は複写したものでよい。)

(4) 既存資料

技術提案書の作成に当たり、次の資料を市ホームページで閲覧できる。

- ① 第3次岩国市総合計画

<https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/10/2754.html>

- ② 岩国市観光ビジョン

<https://kankou.iwakuni-city.net/images/pdf-img/kankou-vision-honpen.pdf>

- ③ 令和4年岩国市観光動態調査報告書

<https://kankou.iwakuni-city.net/wp-content/uploads/2023/05/81559be1e2f0edfabff6b10d6ca40e5e.pdf>

※平成25年から令和3年の報告書も閲覧可能

(5) ヒアリング

次のとおりヒアリングを行う。

- ① 実施場所 岩国市役所
② 実施予定日 令和6年5月30日(木) ※諸事情等により変更の場合がある。
③ 開始時間 後日連絡する。
④ 説明者 配置予定管理技術者又は配置予定担当技術者
⑤ 出席者 説明者を含め、3名以内とする。
⑥ その他

ア ヒアリングは、1社当たり45分程度(説明30分、質疑15分を予定)とする。

イ 説明は、提出された技術提案書に沿って行うこととし、プロジェクターの使用も可とする。なお、資料の追加は認めない。

ウ 説明に使用するプロジェクター及びスクリーンは本市で用意することとし、コンピュータは説明者が用意する。なお、接続に係る時間は、説明時間に含めない。

エ 確定日及び詳細については、別途技術提案書提出者に通知する。

(6) 特定・非特定通知

技術提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。なお、最高点が2者以上ある場合は、価格提案(参考見積)の金額が最も安価な提案を特定し、価格も同額である場合は、価格のみ再提案を求めその金額が最も安価な者を特定する。

技術提案書を特定した者には、書面をもって通知する。また、提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を同じく書面をもって通知する。

8 説明書及び仕様書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、次の受付期間内に、様式10により行うものとし、電子メール(着信を確認すること。)による方法とする。

- ① 質問の受付先 上記1(6)に同じ。

② 質問の受付期限

ア 参加表明書に係る質問

令和6年4月2日(火)午前9時から同月4日(木)午後5時まで

イ 技術提案書に係る質問

令和6年4月17日(水)午前9時から同年5月9日(木)午後5時まで

- (2) 回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記すること。
- (3) 参加表明書に係る質問に対する回答は、質問者に電子メールで行うとともに、市ホームページに掲載する。
- (4) 技術提案書に係る質問に対する回答は、技術提案書提出者全員に電子メールで行うものとする。
- (5) 質問に対する回答は、原則として、質問を受理した日から7日間(休日を含まない。)以内に行う。ただし、参加表明書に係る質問に対する回答は参加表明書提出期限の2日前までに回答を行うものとする。
- (6) 説明書及び仕様書に関する問い合わせ以外の質問(プロポーザルの応募状況、選考結果その他の質問)には、回答しない。

9 契約及び支払条件

- (1) 特定された技術提案書の提出者(以下「特定者」という。)と契約条件及び支払条件について協議の上、改めて見積書を徴収し、予算額の範囲内で契約を締結する。
- (2) 特定者が契約締結までの間に入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

10 その他の留意事項

- (1) 参加表明書の提出者が1者の場合、本件プロポーザルは実施しないものとする。
- (2) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、全て提出者の負担とする。
- (3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。また、提出された技術提案書が次のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする。
 - ① 技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ② 技術提案書と無関係な書類である場合
 - ③ 他の業務の技術提案書である場合
 - ④ 発注者名に誤りがある場合
 - ⑤ 発注案件名に誤りがある場合
 - ⑥ 提出業者名に誤りがある場合
 - ⑦ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 提出期限以降における技術提案書の差替えや再提出は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等はやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの市の了解を得なければならない。
- (5) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

- (6) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。
- (7) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (8) 業務内容の詳細は、本説明書及び仕様書によるものとし、説明会を行わない。
- (9) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定又は技術提案書の特定のため、必要に応じて複写使用する。
- (10) 提出された技術提案書の著作権は技術提案者に帰属するが、本業務実施に必要な、プロポーザルの報告、記録作成、市ホームページでの公表その他に市が使用できるものとする。
- (11) プロポーザルの結果（「6 技術提案書を特定するための基準」による技術提案者ごとの評価状況）は、技術提案書の特定後に市ホームページで公表する。なお、技術提案者の会社名等については、特定された技術提案者のみ公表する。
- (12) 提出された書類は、岩国市情報公開条例（平成 18 年条例第 20 号）に基づく開示請求があった場合は、原則開示する。なお、公にすることにより提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第 7 条第 2 号アの規定により不開示となるので、当該部分がある場合には、不開示部分とその具体的な理由を「不開示に関する理由書（様式 10）」により提出すること。ただし、開示又は不開示の判断は、同理由書に基づき行うものでなく、理由書を参考に、本市が同条例に基づき客観的に判断するものとする。
- (13) プロポーザルに係る、F A X、電子メール等の通信事故について、本市は一切の責任を負わない。
- (14) 契約保証金は、岩国市財務規則（平成 18 年規則第 52 号）第 127 条第 7 号により免除する。
- (15) 当該業務に係る契約書は、本市の指定する様式とする。